

関係条文抜粋

○ 裁判所法第 6 2 条

第 1 項

各地方裁判所に執行官を置く。

第 3 項

執行官は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。

第 4 項

執行官は、手数料を受けるものとし……。

○ 執行官法

第 1 条

執行官は次の事務を取り扱う。

- 一 民事訴訟法、民事執行法、民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務
- 二 民事執行法の規定による民事執行、民事保全法の規定による保全執行その他司法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成するものの保管、管理、換価その他の行為にかかる事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

第 7 条

執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

○ 裁判所職員臨時措置法第 1 条

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、……退職管理……に関する制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。

- 一 国家公務員法（……執行官について第 8 1 条の 2 から第 8 1 条の 6 までの規定を除く。）

○ 改正民事執行法

第 174 条第 1 項

子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

- 一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

第 175 条

第 1 項

執行官は、債務者によるこの監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる

- 一 その場所に立ち入り、子を捜索すること。この場合において必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
- 二 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。
- 三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

第 2 項

執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

第 3 項

執行裁判所は、子の住居が第 1 項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

第 8 項

執行官は、・・・子に対して威力を用いることができない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

第 176 条

執行裁判所及び執行官は、第 174 条第 1 項第 1 号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行の手續において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。